土砂災害防止法に基づく基礎調査実施のお知らせ

土砂災害防止法は、土砂災害から県民の生命及び身体を保護するため、土砂災害のおそれのある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策の推進を目的として平成 13 年 4 月 1 日に施行されました。

風間浦村においては、土砂災害防止法に基づく現地調査を行い、平成 18 年度に土砂災害警戒区域等の区域指定が完了し、むつ市と協力して警戒避難体制の整備を進めているところです。

本県では令和２年度から、高精度な地形情報を用いた新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」の抽出作業を進めており、令和６年１１月に抽出が完了し、公表しています。令和 8 年度から、新たに抽出された箇所の現地調査を実施しますのでご協力をお願いします。

○対象となる土砂災害のイメージは下図のとおりです。

○指定区域内で行われる措置

土砂災害警戒区域 では

土砂災害から生命身体を守るため、災害情報の伝達や避難が迅速に行われるよう警戒避難体制の整備が図られます。
［市町村］

土砂災害特別警戒区域 では、さらに

居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して構造が安全であるかどうかの確認が必要となります。
［建築主事を置く地方公共団体］

土砂災害により居室を有する建築物に著しい損壊が生じるおそれのある所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
［県］

住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準にしたがったものに限って許可されます。
［県］

この調査のため、調査員があなたの土地に立ち入り、斜面等の状態を確認することがあります。
調査の主旨をご理解いただき、ご協力くださるようお願いします。

なお、調査員は、下北県土整備事務所長が発行する身分証明書を携帯していますので、不審な場合は身分証明書の提示を求めてください。

【本調査に関する問い合わせは下記までお願いします】

発注者：下北県土整備事務所 河川砂防施設課　　TEL 0175-22-8581（内線 273）
受注者：アークコンサル株式会社　　TEL 017-738-1700

土砂災害警戒区域等の指定箇所は県のホームページ http://www.sabomap.jp/aomori/

また、土砂災害防止法の概要は https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/doshahou.html でお知らせしています。